

IT戦略本部
情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会第5回会合
「電子書面の有効性」に関する提出資料

2011年1月18日
(社)日本経済団体連合会 産業技術本部

IT担当室よりのご質問事項

1. 電子署名法における利用者の審議の確認の方法に関する質問

「認定認証事業者が発行する電子証明書の社内での活用例として社内稟議システムでの応用例が挙げられているが、なぜ社内稟議の仕組みとしてPKIを利用する必要があるのか。」

※質問には「社内での活用例として社内稟議システムでの応用例」とありますが、要望は「法人における対外的な利用」となりますので、利用例を交えて回答いたします。

利用例

法人における対外的な利用

- ・対外的な申請や入札、契約等に用いられる組織長印の電子版として認定認証業務が発行する電子証明書を活用する例がある。

（組織長印：個人名ではなく、円周部に会社名が配置され、中心部に「〇〇役の印」と刻印されているようなハンコ）

- ・書面における組織長のハンコは印鑑専門店に発注して簡易に入手できるが、電子証明書では認定認証業務認証局に、当該組織長の印鑑登録証明書等の個人情報提出する必要がある。

- ・同じ組織長印にも関わらず、電子の場合には、個人情報の提出、組織長自ら自治体役所へ赴く手間、印鑑登録証明書の入手、個人実印の押印といった複雑な作業が発生する。

- ・電子署名の取得のためには、書面におけるハンコを作成する際には不要な事項が多く、法人での普及が拡大しない。

IT担当室よりのご質問事項

2. 電子帳簿保存法の承認要件の緩和に関する質問

「具体的にどういった要件が電子保存を阻害しているか等の具体例はあるか。」

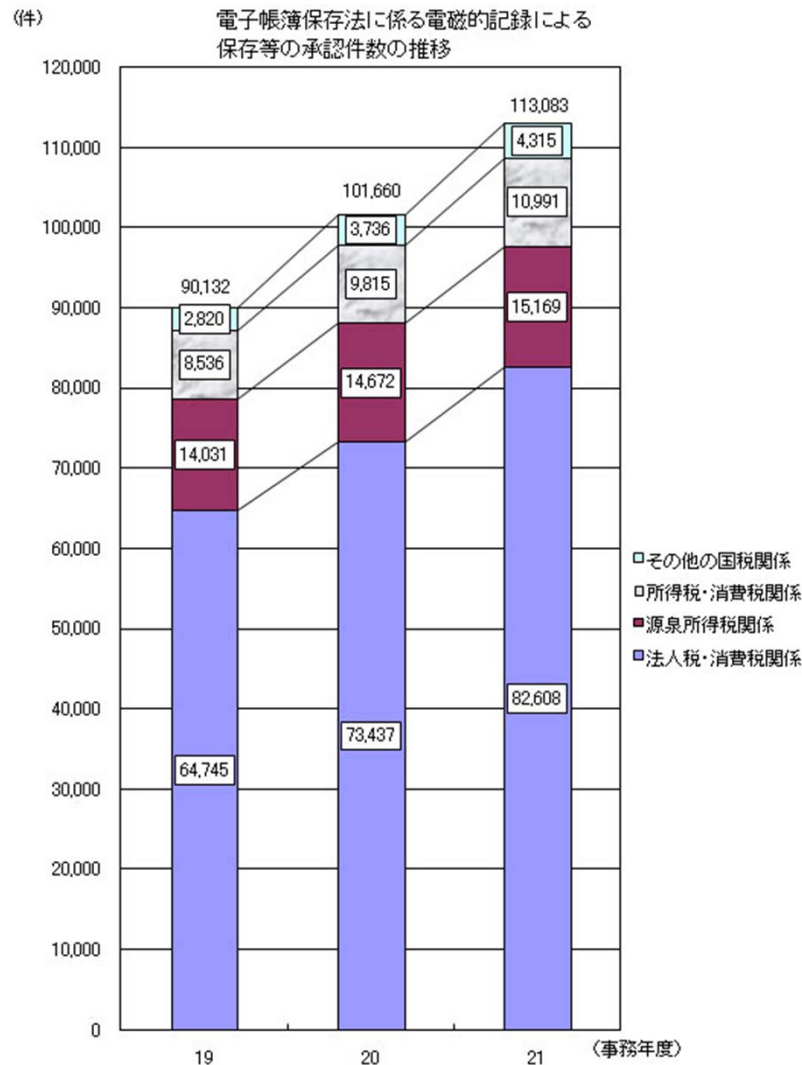
電子帳簿保存に係る具体事例

官民双方にメリットのある電子帳簿保存の普及に向け、産業界意見も踏まえ、国税庁により取扱い通達の明確化などが図られている。しかし、下記のような事例により十分に普及していない。

1. 会計システムとは別個のシステムである「電子帳票システム」(会計データをイメージデータとして保管するシステム)を用いている企業が、電子帳簿保存法の要件(法第四条「一貫性」、規則第三条「検索機能」)などを満たしていないと判断され、電子帳簿保存に係る申請をあきらめた。
(システム導入後に申請を取り下げるといった例もある。)
2. 会計システムは、他のシステム(販売、仕入れ、経費等)とのデータのやり取りが行われるが、電子帳簿保存法の対象システムと判断されると、全てのデータ履歴を7年間保存する必要がある。社内全体のシステム見直しの制約になり、また相応のコスト・作業工数等が発生して対応が困難となりかねないことから、電子帳簿保存申請をあきらめた。
3. 会計システムは、他のシステム(販売、仕入れ、経費等)とのデータのやり取りが行われるが、法の要件(法第四条「一貫性」、規則第三条「相互関連性」)を満たしているかどうか、システム変更の都度、当局との確認を行っている。不備な場合には、相応のコスト・作業工数をかけ修正している。
4. 領収証等に関し、スキャナ保存は三万円未満のものに限定されているが、金額を引き上げてほしい。

電子帳簿保存法の普及状況

【参考】



電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認件数

平成21事務年度末

113,083 件

(平成20年度の法人数
260万3,365社 の 4.3%)

件数、法人数は国税庁HPより

電子帳簿保存の重要性

【参考】

企業側のメリット

- ・一連の経済取引の記録・集計・帳簿作成・保存・閲覧に係る事務をICTによりシームレスに行うことによる業務効率向上（電子化によるコスト削減、迅速性、正確性、利便性の向上）
- ・省スペース
- ・省資源（ペーパーレス）など

税務当局側のメリット

- ・大量なデータに対する調査を行う上でのデータ検索性、閲覧性、編集性などの向上（業務効率の向上）
- ・省スペース
- ・省資源（ペーパーレス）など

電子帳簿保存は全ての企業の事務作業IT化に関わり、官民双方（＝国全体）の生産性向上に資するもの。



原則紙・例外電子という現行の法体系を前進させ、紙・電子中立、さらには原則電子・例外紙への発想の転換が必要。